

★年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。支給要件に該当しない場合には支給されません。

受取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【対象となる方】

○老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）

- ・ 65 歳以上である
- ・ 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約 90 万円以下である

○障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）

- ・ 前年の所得額が約 479 万円以下である

【請求手続き】

①新たに年金生活者支援給付金をお受取りいただける方

対象になる方には、日本年金機構から請求可能である旨のお知らせを送付します。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入の上、提出してください。

②これから基礎年金を請求する方

基礎年金の請求手続きとあわせてお近くの[年金事務所](#)で手続きをしてください。

※ご不明な点は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へ問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』 ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）



年金生活者支援給付金 検索

○浜田年金事務所 出張年金相談

相 談 日 **10月14日(火)・28日(火)**

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00 ～ 15:30

☆要予約

相談日の 1 カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

【予約・問い合わせ先】 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670

予約の際はお手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も電話での予約が必要です。

匹見と美都をグッと身近に！「ヒキミトコーナー」ウェブサイトのご紹介

人々の暮らし、地域の取組、豊かな自然… 匹見と美都には、まだまだ知られていない魅力がたくさんあります。まちづくりコーディネーターの石橋留美子さんが、匹見と美都の活動を通して紹介します。



～柚子の収穫体験を核に広がる 地域連携の輪～

—【参加者募集】 柚子香る美都で、収穫のお手伝いをしながら交流を楽しもう！—

耕作放棄地を活用し、無農薬の柚子栽培に取組む株式会社美都森林。地域外の人々に美都町の魅力を知ってもらおうと、令和 3 年から柚子の収穫体験を始め、遠くは北海道からリピーターが訪れる人気企画へと成長しました。例年参加している県立益田養護学校の生徒にとっては働く力を養う学習の場、自動車教習所「Mランド益田校」の教習生には益田市での印象深い体験のひとつとなっており、国内に暮らす外国人観光客のツアーも受入れるなど、多様な交流が生まれています。今年は 11月8日・29日に収穫体験を予定。皆さんも柚子香る美都で収穫と交流を楽しんでみませんか？

※申込みなど詳細は、市公式ウェブサイトで紹介しているブログをご確認ください。



▲親子参加もありました



▲沢山の柚子と一緒に記念撮影

掲載記事はこちら▼



検索してみよう

ヒキミトコーナー

【問い合わせ先】 市地域振興課 ☎ 31-0600